

申込者（以下「甲」という。）と株式会社横浜DeNAベイスターズ（以下「乙」という。）とは、YOKOHAMA STAR☆NIGHT 2026協賛のご案内に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（権利内容）

1. 乙は甲に対し、2026年8月4日～2026年8月6日 横浜スタジアムにて開催される横浜DeNAベイスターズ対阪神タイガース戦（以下、「対象試合」という。）において、次の各号の権利を付与するものとする。対象試合が雨天等による中止またはノーゲームの場合でも、代替試合は設定しないものとする。なお、対象試合がすべて中止にならない限り、契約料の減額または返金がされないことを承諾する。

- (1) 横浜スタジアム内に設置する特設ボードへの企業名の掲出。
- (2) タイムリープラン以上の場合、リボンビジョンへの企業名の掲出。
- (3) スリーベースプラン以上の場合、ラウンドビジョンへの企業名の掲出。
- (4) 各プランに応じた乙の定める特典（提供日は、乙が指定する日とする）。

2. 本契約の締結は法人または団体に限るものとし、甲が個人である場合には、本契約を締結することはできないものとする。

3. 各プランに応じた指定席チケットの提供の権利については、乙は甲に対し、2026年7月7日から2026年8月30日まで横浜スタジアムにて開催される試合のうち、乙の指定する試合の中から選定できる権利を付与するものとする。なお、甲が選定した試合が雨天等による中止またはノーゲームの場合は、選定した試合の代替試合になることを承諾する。

第2条（キャンセル）

お申込後のキャンセル、変更はできないものとする。

第3条（権利の譲渡の 禁止）

甲は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡できないものとする。

第4条（料金）

甲は契約料として申込書記載のプランに応じた金額（各プランの金額と消費税・地方消費税の合計金額）を2026年6月10日までに乙の指定口座へ支払うこととする。

第5条（解除）

乙は、甲に下記の各号の事由が一つでも生じた場合には、何らか通知催告を要することなく、本契約の全部 または一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約の各条項の一つにでも違反したとき。
- (2) 手形または小切手を不渡りにしたとき。
- (3) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立をしたとき。
- (4) 重要な財産について差押、仮差押または仮処分を受けたとき
- (5) 甲、役員もしくは従業員が暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業（以下、「暴力団等」という）その他これらに準じる者、または、これらの者と親密な関わりを持つ者であることが判明したとき。

(6) 甲、役員もしくは従業員が暴力団等を不当に利用、または、暴力団等に資金、便宜を提供し、その他暴力団等と社会的に非難されるべき行為を行ったとき。

(7) その他財産状態が悪化、またはその虞があると認められる相当の理由があるとき。

(8) 刑事訴追を受ける等著しく社会的信用を失墜したとき。

第6条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争が発生した場合には、横浜地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

※チケット・グッズ等各特典のキャンペーン利用、転売、HP等での紹介は不可